平成２１年（フ）第４４３２号
大阪府大東市中垣内１丁目15番24号
債務者　細山田美千子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５５号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番401―203号
債務者　吉田　令子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４９５号
大阪府茨木市三島丘１丁目９番４―504号
債務者　野里　　幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２８号
大阪府豊中市向丘３丁目11番55―407号
債務者　梅木　裕司
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５３８号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目１番11号
債務者　中西　光美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７４号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番15棟203号
債務者　右田　道子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８４号
大阪市都島区御幸町１丁目３番25号
債務者　永池　　守
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１３号
大阪府寝屋川市松屋町13番１―905号
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５６号
大阪市平野区瓜破６丁目７番７―208号
債務者　大塚　義教
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６６号
大阪市大正区鶴町４丁目３番13―404号
債務者　山口　健次
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３３号
大阪府泉南市新家849番地の５
債務者　井川　勝彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
大阪府貝塚市畠中２丁目６番22号
債務者　古川　紀行
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
大阪府阪南市箱作1793番地108号
債務者　畑中こと　矢内　　舞
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
大阪府岸和田市野田町１丁目12番22―410号、前住所大阪府岸和田市土生町308番地の７
債務者　永田　功治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
大阪府阪南市自然田794番地の17
債務者　永尾　　太
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
大阪府阪南市自然田794番地の17
債務者　永尾麻里子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
大阪府岸和田市小松里町991番地の６
債務者　加藤まゆ和
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目４番５号
債務者　長原　明男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係